平成２１年（行ツ）第１０８号

平成２１年（行ヒ）第１２７号

決　　定

当事者の表示　　別紙当事者目録記載のとおり

上記当事者間の東京高等裁判所平成１９年（行ケ）第１２号審決取消請求事件について，同裁判所が平成２０年１２月１９日に言い渡した判決に対し，上告人兼申立人らから上告及び上告受理の申立てがあった。よって，当裁判所は，次のとおり決定する。

主　　文

本件上告を棄却する。

本件を上告審として受理しない。

上告費用及び申立費用は上告人兼申立人らの負担とする。

理　　由

１　上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは，民訴法３１２条１項又は２項所定の場合に限られるところ，本件上告理由は，理由の不備・食違いをいうが，その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって，明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

２　上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば，本件は，民訴法３１８条１項により受理すべきもの

とは認められない。

よって，裁判官全員一致の意見で，主文のとおり決定する。

平成２２年１２月３日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官　須　藤　正　彦

裁判官　古　田　佑　紀

裁判官　竹　内　行　夫

裁判官　千　葉　勝　美

当　事　者　目　録

東京都港区芝浦１丁目１番１号

上告人兼申立人　　株　式　会　社　東　芝

同代表者代表執行役　　西　田　厚　聰

東京都港区芝５丁目７番１号

上告人兼申立人　　日　本　電　気　株　式　会　社

同代表者代表取締役　　矢　野　薫

上記両名訴訟代理人弁護士

西　迪　雄

柴　田　保　幸

向　井　千　杉

富　田　美　栄　子

渡　邉　和　之

小　林　幸　弘

上告人兼申立人日本電気株式会社訴訟代理人弁護士

江　見　弘　武

東京都千代田区霞が関１丁目１番１号

被上告人兼相手方　　公　正　取　引　委　員　会

同代表者委員長　　竹　島　一　彦

同指定代理人　　田　中　久　美　子

秋　沢　陽　子

佐　藤　真　紀　子



小　　髙　　真　　侑

大　　胡　　　　勝